

ドラフトをそのまま受け入れていませんか？
現実的な落としどころを探る！

負けない英文契約書 勘どころを理解する

英文国際契約の「勘どころ」に焦点を当て、実際の
review・交渉作業を再現しながら 解説していきます。

開催要領

- 日 時●2019年 7月31日(水) 13:00~17:00
- 会 場●企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

スキヤデン・アープス法律事務所 弁護士 熊木 明 氏

【講師略歴】スキヤデン・アープス法律事務所所属。00年東京大学経済学部卒業。07年コロンビア大学ロースクール卒業。弁護士・カリフォルニア州弁護士。M&A、会社法、金融商品取引法を専門とし、国内外の多くのM&A案件に従事した経験を有する。近時の著書：「負けない英文契約書」(清文社)、「実務感覚がわかる！M&Aロードマップ」をBusiness Law Journalにおいて2011年1月号から2011年12月号まで連載。他、共著として「英国における企業買収規制の運用の現状と日本の公開買付け規制に対する示唆」(国際商事法務Vol. 38, No. 7 2010年)、「利益相反および忠実義務の再検証」(商事法務1944号)、「敵対的買収における委任状勧誘への問題と対応—アメリカでの実務・先例を参考に—」(商事法務1827号)、「米国対内投資規制の改正と実務への影響」(商事法務1813号)がある。

ご参加頂きたい方

法務部門の方もしくは国際営業部門等に所属され、実務で英文契約書に携わっている方

受講料：1名(税込み、テキスト代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町MFPR 麹町ビル2F
TEL 090-6797-1511(鈴木)・03-5215-3511(代表)
E-mail a-suzuki@bri.or.jp/FAX 03-5215-0951

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191339-0309		負けない英文契約書 勘どころを理解する	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

7月31日
(水)

13:00

途中
休憩タイム
あり

17:00

【開催にあたって】

ビジネスの国際化が進み、日本企業においても、外国法、特に英米法に基づく英文契約書を取り交わさなければいけない場面が増えてきています。こうしたなかで英文契約に対して、英語で書かれている上に日本の契約書に比べて長く、しかも難解な英米法のルールで記載されているので、難解に感じる方も多い事でしょう。

英文契約のとっつきにくさの原因は（１）そもそも英語で読みにくい（２）独特の表現や形式をとっている（３）日本法と異なる特殊な法的意味を持つ用語・条項がある（４）分量が長い といった４つの特徴がみられます。

しかし、いくつかの勘どころを押さえたうえで実際にやってみると、実は英文契約のレビューはそれほど困難なものではないことがわかります。そこで、本セミナーでは、英文国際契約の勘どころに焦点を当て、実際の review・交渉作業を再現しながら解説していきます。

【受講者特典】当日はテキスト書籍として、講師著「負けない英文契約書」(清文社)を配付します。

1. 英文契約の契約・ルール

- (1) 英文契約の形式に惑わされない
- (2) 英文契約の英語の読み方
 - ・きれいな英語よりも明確な英語
 - ・英語は補足せず字面どおりに読む
 - ・英文契約独特の表現に慣れる

2. 英文契約の本体部分をレビューする

- (1) 英文国際契約の構造
 - ・全体の構成～英文契約は7つの規定に分類することができる～
 - ・法務の観点から重点的にレビューすべき条項

3. 重要な条項毎における注意点

- (1) 特別な義務（特別 Covenant）
 - 定型的な Covenant と非定型的な Covenant
- (2) 表明保証条項（Representation&Warranty 条項）の注意点
 - ・方針
 - ・表明保証している内容が、自身が了知し、あるいは、確かめることができるものに限定
 - ・自分が内容を知らない、あるいは、確かめようがない事項かどうかの確認ができない場合の対応
- (3) 補償条項（Indemnity 条項）の注意点
 - 補償責任と契約違反の損害賠償責任を別のものであると理解しているか

4. ドラフト上のテクニックによる罫

- (1) 「定義」を使用する罫の仕掛け
- (2) 接続詞の選択と解釈への影響
- (3) 自分の義務の否定及び限定の方法